高等専門学校設立に関わる支援業務委託仕様書

第１章　総則

１　目　的

本市は、産業構造の変化やデジタル化の進展に対応し、本市及び我が国の持続的な発展を支える高度な産業人材を育成するため、企業、大学その他の関係機関との連携による高等専門学校の設立に向けた検討を進めている。

本業務は、高等専門学校の設立に向け、学校法人の設立、高等専門学校の設置認可、設立準備を担う体制の構築その他の必要な事項について、専門的な調査、分析、助言及び資料作成等の支援を受けることを目的とする。

２　履行期間

契約締結日から令和１０年3月３１日まで

３　履行場所

川崎市川崎区宮本町１番地

４　適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的な内容を示すものである。業務の遂行に当たり、本仕様書に定めのない事項又は業務内容の追加若しくは変更が必要となった場合は、本市と受託者が協議し、その取扱いを決定する。

ただし、受託者が本仕様書に定める成果物を作成するために通常必要となる情報収集、資料整理、打合せ及び軽微な修正は、契約金額に含むものとする。

５　疑義

受託者は、本仕様書の内容等に疑義が生じた場合は、川崎市（以下、「本市」という。）に照会し、その内容を十分理解し、遺漏のないように行うものとする。

６　変更

提出された見積書については、その内容、技術的な変更及び見積書の増減を認めないものとする。

ただし、契約締結後に、本市の方針、関係法令、その他の前提条件に変更が生じた場合は、本市と受託者が協議し、業務内容、履行期間の変更の要否を決定する。

また、業務の遂行に際し、軽微な変更が生じた場合は、本市と協議のうえ受託者の負担において行うものとする。

７　計画書

受託者は、契約締結後、速やかに業務実施計画書を作成し、本市に提出すること。

また、業務実施計画書には、業務工程、実施体制、担当者の役割、外部専門家の活用予定、調査方法、成果物及び提出時期、打合せ計画並びに情報管理方法等を記載すること。

なお、本市は、必要があると認めるときは、業務実施計画書の修正を請求することができるものとする。

８　現場管理

業務の実施に際しては、本業務に係る受託者での業務体制を、本市に書面により届け出ること。

業務は、その着手から完了に至るまで、すべて一貫したスタッフにより遂行するものとする。

ただし、やむを得ず変更等が必要な場合は、本市の承諾を得た後に書面で届出するものとする。

９　報告

受託者は、原則として月1回以上、業務の進捗状況、検討状況、課題及び今後の予定を本市に報告すること。また、本市が必要と認める場合は、随時、業務の進捗等について報告すること。

10　関係法令

業務の遂行にあたっては、関係法規及び諸規定を遵守し、入念かつ誠実に行うものとする。

11　完了

業務が完了したときには、直ちに委託業務完了届（本市の様式による）を提出するものとする。

12　検査

業務の完了及び部分完了については、本市の検査を受けるものとする。

なお、業務完了後の検査が容易にできない箇所等については、その都度中間検査を受けるものとする。

13　守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た内容を、第三者に漏えいしてはならない。

また、本業務の報告書等を第三者に閲覧、複写、譲渡等、提供してはならない。業務期間終了後も同様とする。

ただし、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

第２章　業務仕様

１　業務内容

受託者は、本市が進める高等専門学校の設立準備を支援するため、次に掲げる業務を実施するものとする。業務の実施に当たっては、本市と十分に協議し、本市における検討状況、関係者との調整状況及び関係機関との協議状況を踏まえて業務を進めること。

なお、関係法令に則った手続等に関し、弁護士法人などの有資格者等に確認する必要が生じ、かつ受託者がその確認に必要な資格を保有していない場合については、別途本市と対応を協議すること。

（１）全体ロードマップの作成、基礎調査及び助言

・学校法人の設立及び高等専門学校の設置認可を経て開校に至るまでに必要と考えられる手続、検討事項、意思決定事項、成果物及び関係機関との協議事項を整理し、各主体の役割分担を示した全体ロードマップを作成すること。
・全体ロードマップには、各工程の実施時期、実施主体、工程間の前後関係及び主要な期限を示すこと。また、本市又は関係者による方針決定その他の判断が必要となる事項については、その内容及び判断時期の目安を示すこと。
・本市が想定する開校時期及び事業スケジュールを踏まえ、工程上留意すべき事項、予定どおり事業を進めるために特に重要となる期限並びに遅延するおそれがある工程について、本市に助言すること。
・本市が想定する工程による事業の実施が困難であると考えられる場合又は開校時期に影響を及ぼすおそれがある場合は、その理由及び想定される影響を整理し、必要な対応の方向性について本市に助言すること。
・学校法人の設立及び高等専門学校の設置認可申請に必要となる手続、関係法令、国の基準及び通知、関係機関との協議事項、先行事例その他必要な事項について基礎調査を行い、その結果を整理すること。
・市の人的及び財政的関与、準備財団及び学校法人との関係、意思決定その他必要な事項について、主な選択肢、論点及び留意事項を整理すること。
・全体ロードマップ及び本市への助言については、その根拠となる関係法令、国の基準及び通知、行政資料、先行事例その他の資料を可能な範囲で明らかにすること。
・設立方針、関係機関との協議状況その他の前提条件に変更が生じた場合は、本市と協議の上、全体ロードマップを必要な範囲で更新すること。

（２）高専設立準備委員会の設立及び運営に関する支援

・高専設立準備委員会の設立に向け、委員会の目的、検討事項、組織体制、委員構成及び運営方法について、本市に助言すること。
・高専設立準備委員会における検討に必要となる資料について、本市と協議の上、作成を支援すること。
・高専設立準備委員会における検討状況を踏まえ、必要に応じて全体ロードマップその他の成果物に反映すること。

（３）高専設立準備財団の設立に向けた支援

・高専設立準備財団の設立に向け、法人の目的、法人形態、設立主体、設立時期、役員等の構成、意思決定方法、本市及び関係者の関与その他検討が必要となる事項を整理すること。
・前号の検討に当たっては、主な選択肢、利点、課題並びに留意事項を整理し、本市及び関係者が協議するために必要となる資料の作成を支援すること。
・高専設立準備財団が担うことが想定される業務、組織体制、事務局体制並びに本市、企業、大学その他の関係者との役割分担について、本市と協議の上、その原案を作成すること。
・高専設立準備財団の設立及び運営に必要となる定款、規程その他の文書を整理すること。また、本市と協議の上、必要性及び優先度が高いと認められる文書の雛型を作成すること。
・高専設立準備財団の設立準備段階から学校法人の設立後までを見据え、本市が提供する「想定され

る高専にかかる収入及び支出の原案」を踏まえながら、資金調達手法の検討を支援するとともに、収入及び支出の精査、金額並びに算定根拠を整理した資金計画の案を作成すること。

（4）その他全体的事項
・受託者は、前各号の業務の実施に必要となる関係法令、国の基準及び通知、行政資料、先行事例等を調査し、法務、税務、会計その他の専門的な論点及び留意事項を整理すること。
・個別具体的な法律判断、税務判断、監査、登記申請その他法令上の資格を要する業務が必要となる場合は、その必要性、確認事項及び対応方法について、本市に助言すること。
・受託者は、業務の実施過程において、本市の方針決定又は事業の進捗に影響を及ぼす重要な課題が判明した場合は、その内容及び想定される影響を速やかに本市へ報告し、必要な対応について助言すること。

（5）成果物及び報告書の作成
・受託者は、前各号の業務に係る調査結果、検討内容、助言内容及び作成資料を成果物として取りまとめ、本市に提出すること。
・各成果物は、業務の進捗及び本市における検討時期を踏まえて適時に提出し、その内容について本市と協議すること。
・本市から、成果物の内容について、業務の目的を達成するために必要な範囲で修正又は追加の整理を求められた場合は、受託者はこれに対応すること。
・業務完了時には、各業務の実施内容、調査結果、検討経過、助言内容、成果、課題及び今後必要となる対応を取りまとめた最終報告書を作成すること。

2　成果物の提出
（1）成果物は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointその他本市が編集可能な形式及びPDF形式により作成し、本市が指定する方法で電子データを提出すること。

（2）数値、表、工程表、図表その他その後の更新が想定される成果物については、本市が編集及び更新できる形式で提出すること。

（3）成果物の内容及び提出時期については、本市における検討状況その他の事情を踏まえ、本市と受託者が協議の上、必要な範囲で変更できるものとする。

（4）受託者は、本市の承諾を得ることなく、成果物又は業務の実施過程で得た情報を第三者に提供し、又は公表してはならない。

3　業務の実施に当たっての留意事項
（1）受託者は、本市の想定又は方針を前提として整理するだけでなく、専門的知見及び調査結果に基づき、工程上の課題、重要な期限、判断が必要となる事項及び留意事項を本市に助言すること。

（2）受託者は、本市が想定する工程による事業の実施が困難であると考えられる場合又は開校時期に影響を及ぼすおそれがある場合は、その事実を明確に本市へ伝えるとともに、理由、想定される影響及び対応の方向性を示すこと。

（3）受託者は、本市、関係機関及び関係者が行う判断又は調整を代行するものではなく、本市による意思決定及び関係者との協議に必要となる調査、資料作成及び助言を行うものとする。